

月三〇日召集の全工場に於て事業を三對の貸銀千兆
 へ進上を要求シタル之ヲ拒絶セシメタルニ由
 経過 職主側ハ前記ノ如ク貸銀進上を要求シタル之
 ヲ拒絶セシメタルヲ其ノ後之ヲ協議シ居タルノ一因ナリ
 へ去勤時より突如同盟罷業ヲ敢テスルに至リ
 事業主側ハ労働者側ハ四罷業ニ移シテ極度之ヲ強固ニセシ
 予ニ由リ罷業ハ固執シテ又勤団体亦下組ニ面談交渉等
 叶因ニ其ノ罷業ヲ維持シタル
 事業主側より依頼ヲ受ルル叶因ハ其ノ後労資間ヲ奪キ
 両者ノ調停斡旋ニ努メタル結果 百七〇号労働者側要求

(協 調 會 勞 働 課)

1. 労働者側は、前記の如く、貸銀進上を要求し、これを拒絶せしめられたるに由り、
 経過として、職主側は前記の如く、貸銀進上を要求し、これを拒絶せしめられたるに由り、
 去勤時より突如同盟罷業を敢てし、これに對して、事業主側は労働者側を四罷業に導き、
 結果として、労働者側は極度の強固な態度を示し、事業主側はこれを維持し、
 結果として、労働者側は百七〇号の要求を達成し、事業主側はこれを認めた。